

議案第四十七号

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和六年十一月二十九日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同項第二号中「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十八・七五」に改める。

第二条 中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同項第二号中「百分の六十」を「百分の五十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

中央区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年十一月中央区条例第三十七号）の施行により、中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、勤勉手当の支給割合を改める必要があるため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）（第一条関係）

新	旧
<p>（支給割合）</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の百二十二・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、百分の百四十）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の六十（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の六十八・七五）</p> <p>2及び3（略）</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の百十二・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、百分の百三十）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の六十三・七五）</p> <p>2及び3（略）</p>

新旧対照表（抄）

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）（第一条関係）

新	旧
<p>（支給割合）</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の百十七・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、百分の百二十五）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五十七・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の六十六・二五）</p> <p>2 及び 3 （略）</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 百分の百二十二・五（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、百分の百四十）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の六十（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の六十八・七五）</p> <p>2 及び 3 （略）</p>

新旧対照表

○ 中央区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和六年十一月中央区教育委員会規則第十五号）
（附則）

新	旧
附則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。	